

第八十四号議案

ともに生きるまちを目指す条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和五年九月二十日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

ともに生きるまちを目指す条例の一部を改正する条例
とともに生きるまちを目指す条例（令和三年六月江戸川区条例第十九号）の一部
を次のように改正する。

第一条中「区民」を「区民等」に改める。

第二条第二号を削り、同条第三号中「区民」を「区民等」に改め、「学ぶ者」
の下に「その他区内で活動する者」を加え、同号を同条第二号とし、同条第四号
中「又は団体」を「団体及び個人」に改め、同号を同条第三号とする。

第三条第三項及び第四条（見出しを含む。）中「区民」を「区民等」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

ともに生きるまちを目指す条例の関連条例を制定するに当たり、定義を統一し、
より区民に分かりやすく伝える工夫を講ずる必要があるので、本案を提出いたし
ます。